

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得 者		
				営 業 所		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確 定 申 告	1,009,512	5,259,223,427	310,790,646	241,064	735,832,483	34,117,178
修 正 申 告	573	4,529,417	352,932	70	273,520	22,531
決 定 ・ 増 額 更 正	—	—	—	—	—	—
減 額 更 正	2	△ 14,261	△ 7,231	—	—	—
更 正 請 求	3	△ 78,783	△ 11,262	—	202	△ 12
異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—
計	※実 1,010,080	※5,263,659,800	※ 311,125,085	※実241,134	※ 736,106,205	※ 34,139,697
法第103条による税額	4,344	—	1,274,537			
合 計	1,014,424	—	312,399,622			
過 少 申 告 加 算 税	内2 2	—	250			
無 申 告 加 算 税	内71 71	—	3,354			
重 加 算 税	—	—	—			
納 税 額 総 計	—	—	※ 312,403,226			

調査対象等：平成12年分の申告所得税について、平成13年3月31日現在で申告所得税がある者の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

用語の説明：1 **更正請求**とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

2 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 **加算税**とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税 … 期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税 …………… 所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書した。

得 者 別 内 訳								
農 業 所 得 者			そ の 他 事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
23,195	79,467,787	2,977,871	47,701	305,092,794	30,542,046	697,552	4,138,830,363	243,153,551
7	41,013	3,118	12	86,399	12,088	484	4,128,485	315,195
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	△ 857	△ 4,334	—	—	—	2	△ 13,404	△ 2,897
—	—	—	—	—	—	3	△ 78,985	△ 11,250
—	—	—	—	—	—	—	—	—
※実23,202	※79,507,943	※2,976,655	※実47,713	※305,179,193	※30,554,134	※実698,031	※4,142,866,459	※243,454,599

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 11 年 分			平 成 10 年 以 前 分			計			
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理による 増 減 差 額	内 30,791 61,083	154,601,777	8,600,151	内 10,097 28,116	90,494,749	10,223,528	内 40,888 89,199	245,096,526	18,823,679	
加算税の	過少申告 加算税	内 16,342 16,398	—	443,781	内 12,533 12,633	—	551,412	内 28,875 29,031	—	995,193
	無申告 加算税	内 11,233 11,310	—	314,480	内 4,568 4,631	—	222,929	内 15,801 15,941	—	537,409
増減差額	重加算税	内 1,010 1,012	—	246,838	内 3,287 3,302	—	1,028,314	内 4,297 4,314	—	1,275,152
	計	内 28,585 28,720	—	1,005,096	内 20,388 20,566	—	1,802,654	内 48,973 49,286	—	2,807,750
合 計	—	—	9,605,247	—	—	12,026,182	—	—	21,631,429	

調査対象等：平成11年分以前の申告納税額がある者について、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

（注）申告又は処理による増減差額及び加算税の増減差額のそれぞれの「人員」欄は、それぞれ延人員を掲げ、本税又は加算税の全額について異動を生じたものを内書した。